



2007年2月19日

各 位

会 社 名 住友金属鉱山株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 福島 孝一
(コード番号 5713 東証・大証 各第1部)
問 合 せ 先 取締役執行役員
経営企画部長 中里 佳明
(TEL 03 - 3436 - 7911)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について

当社は、2007年2月19日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入することにいたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。なお、本プランの導入を決議した当社取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役4名が出席し、その全員が本プランの導入に賛成しております。

1. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

(1) 経営理念及び事業について

当社グループは、信用を重んじ確実を旨とする住友の事業精神に基づき、健全な企業活動を行うことを通じて、社会への貢献とステークホルダーへの責任を果たし、より信頼される企業をめざすこと、及び、人間尊重を基本とし、その尊厳と価値を認め、明るく活力ある企業をめざすことを経営理念に掲げ、コンプライアンス、環境保全および安全確保を基本に、グローバルなネットワークを通じて、非鉄金属、電子・機能性材料などの高品質な材料を提供することにより、企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に努めております。

当社グループは、住友家が1590年に京都で創業した銅製錬・銅加工事業を淵源とし、400年にわたって蓄積された技術・ノウハウを用いて、国内はもとより海外における鉱山開発及び製錬事業を展開するとともに、先端材料、新材料を開発・生産する電子・機能性材料事業の展開も進めております。

(2) 企業価値の源泉について

当社の企業価値の源泉は、高度かつ独創的な製錬技術力とノウハウ、グローバルな鉱山開発力と資源権益、非鉄金属分野の「資源」を自ら保有しつつ「製錬」事業までをも一貫して行うビジネスモデル、資源・製錬事業における技術力を活かして、その下流に位置する電子・機能性材料の事業をも営む事業モデル、住友の源流企業としての誇りと住友の事業精神に根ざした経営と、株主の皆様をはじめ、従業員、取引先、地域社会等のステークホルダーとの間の信頼関係等にあります。

まず、当社は、資源・製錬事業において400年以上の長きにわたり高度かつ独創的な技術力やノウハウを培ってきました。これにより、金属鉱山の発見・開発と長期安定的な鉱山操業、金属製錬・精製における当社独自のプロセス技術の確立と安定的な製品の供給などが可能となっています。

また、当社は、製錬業者の競争が激化し、資源確保が困難な昨今の状況下において取引先への安定的な製品の供給を果たすためには、資源を自ら保有しつつ製錬を行う、いわゆる「資源+製錬」型ビジネスモデルが望ましいと考えています。特に、世界有数の非鉄金属消費国であるにもかかわらず、国内での資源確保が困難な我が国の状況に鑑みれば、海外において資源の権益を確保することは極めて重要です。そこで、当社は、当社が支配権を有する鉱山の開発や、海外の資源メジャー企業との共同プロジェクトを積極的に展開し、安定的な資源確保を進めております。

更に、当社は、非鉄金属製錬事業で培った金属材料の素材及び加工に関する高度な技術力と豊富な知識・ノウハウを用いて、川下のエレクトロニクス、情報通信産業に関する最先端の電子・機能性材料事業を展開し、世界トップクラスの製品を供給しております。このように非鉄金属系材料メーカーとして川上の資源・非鉄金属事業から川下のハイテク関連の材料事業まで営むことにより、他社にはみられない独特のシナジーを生み出しています。

これらの当社の様々な事業を安定的かつ継続的に発展させていくためには、住友の事業精神に基づく当社の企業文化の下で、株主の皆様をはじめ、従業員、取引先、地域社会等のステークホルダーとの間で強い信頼関係を維持していくことが必要です。特に、10年以上の期間を要することも珍しくない鉱山開発にあっては、長期的な観点で事業を展開する必要があり、そのために、地域住民の理解を得るとともに、住みやすい環境を次世代に残すための環境保全に努めることにより社会の信頼を得ることが極めて重要です。

当社は、これらが当社の企業価値の源泉となり、株主共同の利益を構築していると考えております。

(3) 中期経営計画と株主に対する利益還元策

当社グループは、2004年1月、2004年度から2006年度を対象とする2003年中期経営計画を公表し、連結経常利益350億円、連結株主資本比率40%以上、連結有利子負債比率30%以下という財務目標を掲げましたが、本年度はこれを全て達成する見込みです。

これを踏まえ、当社は、本日、2003年中期経営計画を更に拡大・発展させるべく、2006年中期経営計画を公表いたしました。同計画において掲げる基本戦略は、「成長戦略の推進による企業価値の更なる向上」であり、特に非鉄金属の資源・製錬事業においては「非鉄メジャークラス入り」を目指すこと、電子・機能性材料事業においては「世界トップクラスシェア」を目指すことを柱とし、具体的な展開を図ってまいります。現時点において、将来の非鉄金属価格を予想することは極めて困難であります。2009年度の非鉄金属価格について、銅4,000\$/T、金550\$/TOZ、ニッケル7.00\$/lb、亜鉛2,250\$/T、為替110円/US\$と仮定いたしますと、戦略遂行の結果として2009年度連結経常利益は1,000億円と想定されます。

また、株主に対する利益還元といたしましては、配当政策について、2006年中期経営計画の期間中に従来の安定配当重視の考え方から業績連動型に変更することとし、継続する高水準の先行投資、海外鉱山プロジェクト資金返済などの資金需要その他の状況を考慮し、2009年度から20%以上の配当性向を目指すことといたします。

当社は、これらの諸施策の実現により、企業価値・株主共同の利益の向上に努めてまいります。

(4) コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、迅速かつ機動的な経営判断を行うこと及び経営監視機能の強化を図ることを目的として、2001年から執行役員制度を導入するとともに、取締役と執行役員について、業績連動報酬制度を導入しております。現在、取締役の人数は8名であり、独立性を有する2名の社外監査役を含めた監査役4名により、取締役の業務執行の監視を行ってまいりました。

今般、当社は、更に当社のコーポレート・ガバナンスの体制を強化することを目的として、2007年3月期に関する定時株主総会（以下「本定時総会」といいます）において、新たに社外取締役を1名選任するとともに、当社の取締役の任期を2年から1年に短縮する旨の定款変更議案を付議する予定です。

これらの施策により、業務執行の迅速性及び機動性を維持しつつ、経営監視機能の強化と責任の明確化を図り、効率的かつ透明性の高い企業経営を実現してまいります。

2. 本プラン導入の目的

本プランは、以下のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、又は向上させる目的をもって導入されるものです。

昨今、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。特に、昨今の原油や非鉄金属等の資源の価格の高騰や資源ナショナリズムの台頭を背景に、世界規模で資源獲得競争が激しさを増し、非鉄金属業界においては所謂 M&A が活発化している状況にあります。

もとより、当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転をとまなう買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行なわれるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そもそも、当社が、お客様のご要望に応じて、安全・高品質・高付加価値の製品を迅速かつ安定的に提供し、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、上記のとおり、高度かつ独創的な製錬技術力とノウハウ、グローバルな鉱山開発力と資源権益、「資源+製錬」型のビジネスモデル、上流の資源・製錬事業と下流の電子・機能性材料事業をともに営む事業モデル、住友の事業精神に基づく企業文化の下での経営と、株主の皆様をはじめ、従業員、取引先、地域社会等のステークホルダーとの間の信頼関係が維持・確保されること等が必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。また、買収者から大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握した上、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するた

めの枠組みが必要不可欠であると判断しました。

以上の理由により、当社取締役会は、本プランを導入することを決定いたしました。

なお、本プラン導入日現在当社は、買収の具体的な提案を受けてはおりません。

3. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（当社取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記(2)「本プランの発動に係る手続」ご参照）。

(b) 新株予約権無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」ご参照）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第 277 条以降に規定されます。）により割り当てます。

(c) 取締役の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要については別紙 1 ご参照）に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、独立委員会は、当初は、独立性の高い社外監査役 2 名と有識者 1 名により構成される予定であり、本定時総会で社外取締役及び社外監査役が選任された

後には、社外取締役 1 名と社外監査役 2 名により構成される予定です。その委員の氏名及び略歴は別紙 2 のとおりです（導入後の独立委員会の委員の選任基準、決議要件及び決議事項については別紙 1 ご参照）。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大で約 50%まで希釈化される可能性があります¹。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の 又は に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が 20%以上となる買付等

当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶に係る株券等の株券等所有割合⁷及びその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、当該買付等の実施に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買

¹ かかる希釈化率は、本新株予約権 1 個の目的たる株式の数を最大値である 1 株とした場合を前提としたものであり、本新株予約権 1 個の目的たる株式の数がこれより小さい場合には、より小さい数値となることがあります。

² 証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

³ 証券取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

⁴ 証券取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。本書において同じとします。

⁵ 証券取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。 において同じとします。

⁶ 証券取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。本書において同じとします。

⁷ 証券取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。本書において同じとします。

⁸ 証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。本書において同じとします。

付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により提出して頂きます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる本必要情報を追加的に提供して頂きます。

記

買付者等及びそのグループ（共同保有者⁹、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付等による買付等と同種の取引の経験、その結果等を含みます。）

買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）

買付等の対価の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）

買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）

買付等の後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

買付等の後における当社の従業員、取引先、地域社会等のステークホルダーに対する対応方針

当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

その他独立委員会等が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、

⁹ 証券取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めたと者を含みます。）。本書において同じとします。

原則として、下記(d) 記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができます。

独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記のとおり情報等の提示を要求した場合には）当社取締役会からの情報等を受領してから原則として60日間が経過するまで（但し、下記(d) に記載する場合などには、独立委員会は当該期間を延長することができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といいます。）に、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、又は当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実、当社取締役会が独立委員会に代替案を提示した事実及び本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、適時開示の規則

を尊重して独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

(d) 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、買付者等が現れた場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記 から に定める勧告その他の決議をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項(独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間及び理由を含みます。)について、決議後速やかに情報開示を行います。

独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日(下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。)の前日までの間、(無償割当ての効力発生時までは)本新株予約権の無償割当ての中止、又は(無償割当ての効力発生時の後は)本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した

後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が上記 前段の要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

独立委員会が本プランの発動の延期を行う場合

独立委員会が、独立委員会検討期間満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。なお、当社取締役会が本プランの不発動の決議を行うまで（独立委員会検討期間を含みます。）買付者等は、買付等を行ってはならないものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、買付者等が下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施するには、必ず独立委員会の判断を経るものとします。

記

(a) 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

(b) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
 - (d) 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合
 - (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報が提供されず、又は提供された場合であっても不十分な提供である場合
 - (f) 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、及び買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先、地域社会等のステークホルダーに対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
 - (g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の株主、従業員、取引先、地域社会等との関係その他当社の企業価値の源泉を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大な虞をもたらす買付等である場合
- (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）を上限とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、原則として、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権の目的である株式の数は、原則として、0.5から1株の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数に本新株予約権の個数を乗じた数とします。また、本新株予約権1個の目的である株式¹⁰の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として¹¹、0.5から1株¹²の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。なお、当社は、本新株予約権の行使がなされた場合に、当該本新株予約権の新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、適用法令に従い端数の処理を行います。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

¹⁰ 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、本新株予約権の行使により交付される当社株式及び本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

¹¹ 当社が株式分割などを行った場合には、適宜適切な調整が行われることとなります。

¹² 本プラン導入時の当社の発行可能株式総数は1,000,000,000株、発行済株式総数は573,456,209株（2007年1月31日時点）であるため、対象株式数によっては、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに当社定款の変更により当社の発行可能株式総数を増加しておくことが必要となります。

(f) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。ただし、下記(i)項に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

()特定大量保有者¹³、()特定大量保有者の共同保有者、()特定大量買付者¹⁴、()特定大量買付者の特別関係者、もしくは()上記()ないし()に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、()上記()ないし()に該当する者の関連者¹⁵(以下、()ないし()に該当する者を「非適格者」といいます。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)

¹³ 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたと者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹⁴ 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等(証券取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注14において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注14において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めたと者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたと者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹⁵ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。)又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めたと者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、原則として本新株予約権1個につき対象株式数¹⁶の当社株式等を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、原則として本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式等を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの当初の有効期間は、本定時総会終結の時までとします。当社は、本定時総会において本プランに関する株主の皆様のご意思をお諮りさせていただき、株主の皆様のご承認をいただいた場合には、本プランは、更に、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長されるものとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、

¹⁶ 当社は、対象株式数が1株未満である場合には、適用法令に従い、適切な端数の処理を行うことを予定しており、その場合、本新株予約権1個につき交付される当社株式等の数が対象株式数とは異なることがあります。

又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

4. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しています。

(2) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

当社は、本プランについて株主の皆様のご意思を反映するために、本定時総会において本プランについての当社株主の皆様のご意思をお諮りさせていただきます。

また、上記3.(5)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、毎年の株主総会で選任された取締役（本定時総会において取締役の任期を1年とする定款変更議案を付議予定。）により構成される取締役会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの導入及び廃止は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記3.(2)「本プランの発動に係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様の情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組

みが確保されています。

なお、当初の独立委員会は、当社経営陣からの独立性が高い当社社外監査役2名と有識者1名で構成され、本定時総会で社外取締役及び社外監査役が選任された後には、社外取締役1名と社外監査役2名により構成される予定です(導入後の独立委員会の委員選任基準、決議要件及び決議事項等については別紙1ご参照。当初の独立委員会の委員は別紙2ご参照。)

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記3.(2)(d)「独立委員会による勧告等の手続」及び3.(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものです。

(5) 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3.(5)の「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

5. 株主の皆様等への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんの

で、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会において、新株予約権無償割当て決議を行った場合には、新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、原則として、その保有する株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込その他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(b)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(c)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式 1 株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

また、本新株予約権の行使や当社による本新株予約権の取得により交付される当社株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、当社は、適用法令に従い金銭処理を行うことがあります。この場合にも、株主の皆様の保有する当社株式の希釈化が生じる可能性があります。原則として経済的な希釈化は生じません。

なお、当社は、割当期日や本新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1 株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1 株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付け等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続

(a) 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は

記録された株主に本新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれては、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります。(なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。)

なお、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、権利行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権の行使に際して出資されるべき財産の価額を払込取扱場所に払い込むことにより、原則として、本新株予約権 1 個につき 0.5 から 1 株¹⁷の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数にその者の保有する本新株予約権の個数を乗じた数の当社株式が交付されることとなります。なお、本新株予約権を行使した者に交付する当社株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、行使期間開始日までに株式分割などの方法により予め調整を行ったり、又は、適用法令に従い金銭処理を行うことなどもあります。

(c) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日において、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様には交付するときは、速やかにこれを交付いたします。この場合、交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、適用法令に従い金銭処理を行うことがあります。なお、これらの手続に際して、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

¹⁷ 脚注 12 をご参照下さい。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、名義書換方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上

独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役又は(iii)有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する当該有識者の当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本定時総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - 本新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施
 - 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - 買付者等との交渉・協議
 - 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討

独立委員会検討期間の延長の決定

本プランの修正又は変更の承認

本プラン以外の買収防衛策の導入の是非の判断

その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項

当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

- ・ 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書及び提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に本必要情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
- ・ 独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会委員略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の 3 名とします。

牛嶋 勉 (うしじま つとむ)

【略 歴】

1950年7月生

1976年4月

弁護士登録

1982年4月

牛嶋法律税務事務所開設

1982年6月

税理士登録

1994年1月

牛嶋・寺前法律事務所 (現牛嶋・寺前・和田法律事務所) 開設

2003年6月

当社監査役

2007年2月19日現在

弁護士

税理士

当社監査役

牛嶋勉氏は、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 7 号に規定される社外取締役候補者の要件を満たす社外取締役候補であり、2007 年 6 月開催予定の定時株主総会において選任された場合には、当社社外取締役に就任する予定です。なお、同氏は現時点においては会社法第 2 条第 16 号に規定される社外監査役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

太田 元（おおた はじめ）

【略 歴】

1940年1月生

1965年4月

社団法人経済団体連合会入局

1997年6月

同連合会参与

2001年5月

同連合会参与退任

2001年6月

当社監査役

2002年4月

同志社大学客員教授

2007年2月19日現在

当社監査役

同志社大学客員教授

太田元氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

前田 勝己（まえだ かつみ）

【略 歴】

1940年9月生

1969年3月

公認会計士登録

1989年7月

監査法人朝日新和会計社（現あずさ監査法人）代表社員

1991年6月

監査法人朝日新和会計社（現あずさ監査法人）事務所理事

1995年5月

朝日監査法人（現あずさ監査法人）本部理事

2006年6月

あずさ監査法人 定年退任

2007年2月19日現在

公認会計士

日本公認会計士協会リサーチセンター主任研究員（非常勤）

前田勝己氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に規定される社外監査役候補者の要件を満たす社外監査役候補であり、2007年6月開催予定の定時株主総会において選任された場合には、当社社外監査役に就任する予定です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。なお、同氏は、あずさ監査法人に在籍している間も含め、これまで当社の監査に実際に関与したことはありません。

以 上

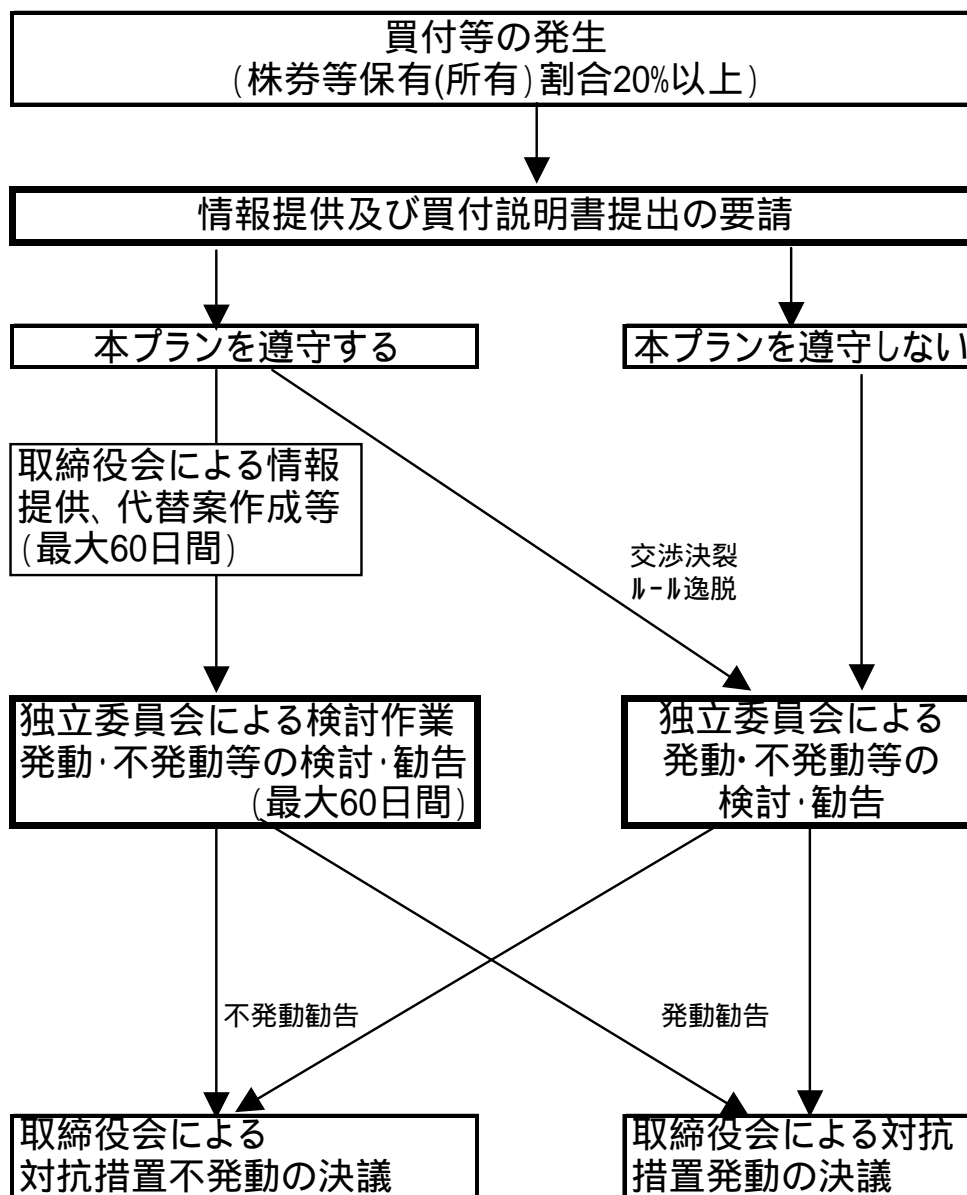
当社の大株主の状況

2006年9月30日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

| 株 主 名 | 当社への出資状況 | |
|---|--------------|------------|
| | 持 株 数 | 出 資 比 率 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) | 千株 64,309 | % 11.21 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 44,543 | 7.77 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託B口) | 8,605 | 1.50 |
| ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103 | 8,243 | 1.44 |
| 株式会社三井住友銀行 | 7,650 | 1.33 |
| 住友生命保険相互会社 | 7,104 | 1.24 |
| 日本証券金融株式会社 | 6,526 | 1.14 |
| 指定単受託者三井アセット信託銀行株式会 社 1口 | 6,460 | 1.13 |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 5,400 | 0.94 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社(信託口) | 5,023 | 0.88 |

(注) 上記のほか、当社が自己株式 1,877 千株を保有しております。

当社株式の大量取得行為が行われる場合のフローチャート



上記フローチャートは、あくまで本プランの概要をわかりやすく説明するための参考として作成されたものにすぎず、本プランの正確な詳細内容については、本文をご参照ください。

以上